

# 豊橋市の商業

平成14年商業統計調査結果報告書

豊 橋 市



## はじめに

商業統計調査は、統計法に基づく指定統計調査（指定統計第23号）で、昭和27年に第1回調査を行って以来、昭和51年までは2年ごとに、平成9年までは3年ごとに、以降5年ごとに調査を実施し、その中間年（本調査の2年後）に簡易な調査を実施しております。今回は第22回目にあたり、平成14年6月1日現在で5年振りの本格調査となりました。

この調査は、卸売・小売業を営む事業所の分布状況、販売活動を把握し、商業の実態を明らかにすることを目的としています。

この報告書は愛知県が集計した結果をもとに、産業分類別、経営組織別、従業者規模別、小学校区別など、利用の便を考慮して本市が独自に集計したものです。

本市の事業所の分布、販売額などをご覧いただき、各種行政施策はもとより、商業経営や各種調査研究の基礎資料として、幅広くご利用いただければ幸いです。

最後に、この調査の実施にあたり、格別のご協力を賜りました事業所をはじめ、関係各位に対し厚く御礼申し上げますとともに、今後ともより一層のご協力をお願い申し上げます。

平成16年1月

豊 橋 市

### 豊橋市民愛市憲章

わたくしたち豊橋市民は

- 1．心をあわせ美しい町をつくりましょう
- 1．よく働き豊かな町をつくりましょう
- 1．愛情をもちあたたかい町をつくりましょう
- 1．きまりを守り明るい町をつくりましょう
- 1．教養をたかめ文化の町をつくりましょう



# 目 次

利用のまえに	1~4
調査結果の概要	
1 あらまし	5
2 事業所数	6~10
3 従業者数	11~14
4 年間商品販売額	15~20
5 商品手持額	21
6 売場面積	22
7 小学校区別（方面別）の概況	23~24
統 計 表	
第1表 産業小分類別総括表	27~30
第2表 産業小分類別総括表（個人）	31~34
第3表 産業小分類別総括表（法人）	35~38
第4表 産業小分類別経営組織別事業所数	39~42
第5表 産業小分類別経営組織別従業者数	43~46
第6表 産業小分類別経営組織別年間商品販売額	47~50
第7表 産業小分類別従業者規模別事業所数	51~54
第8表 産業小分類別従業者規模別従業者数	55~58
第9表 産業小分類別従業者規模別年間商品販売額	59~62
第10表 産業中分類別小学校区別事業所数	63~66
第11表 産業中分類別小学校区別従業者数	67~70
第12表 産業中分類別小学校区別年間商品販売額	71~74
商 業 調 査 票	75~76

# 利用のまえに

## 1 調査の概要

### (1) 調査の目的

商業統計調査は、我が国の卸売・小売業を営む事業所の分布状況、販売活動を把握し、商業の実態を明らかにすることを目的としています。

### (2) 根拠法規

この調査は統計法(昭和22年法律第18号)に基づく指定統計第23号として、商業統計調査規則(昭和27年通商産業省令第60号)に基づいて実施されました。

### (3) 調査の期日

平成14年6月1日現在

### (4) 調査の範囲

日本標準産業分類(昭和26年政令第127号)による「大分類」-卸売・小売業」に属する事業所を対象に実施されました。

なお、調査期日に休業もしくは清算中、季節営業であっても専従の従業者がいる事業所は対象となります。

ただし、次に該当する事業所は調査の対象から除かれています。

駅の改札口内、劇場内、運動競技場内、有料道路内など、料金を支払って出入りする有料施設内の事業所(ただし、有料の公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所については調査の対象となります。)

卸売・小売業以外の事業活動も併せて行っており、そのうち一つの収入額が卸売・小売の販売額計を上回っている事業所

### (5) 調査の単位

調査の単位は、事業所単位です。

なお、同一の経営者が、異なる事業所(本店・支店など)で事業を営んでいる場合は、それぞれ異なる場所ごとに調査単位となります。また、1区画の場所で、異なる経営者が事業を営んでいる場合も、それぞれ経営者が異なるごとに調査単位となります。

### (6) 調査の経路

調査員調査

┌── 指導員 ─┘

経済産業大臣 ─ 都道府県知事 ─ 市町村長 ─ 調査員 ─ 対象事業所

本社等一括調査

経済産業大臣または都道府県知事 ─ 対象企業

### (7) 調査の方法

調査員が担当調査区内の調査対象事業所を確認し、各事業所に調査票を配付し、必要事項の記入(自計申告方式)を依頼する。その後、調査員が調査票を取集する方法で調査を実施した。

また、一部の指定事業所については、国及び都道府県が事業所の本社、本店等(企業)に直接記入を依頼し取集する方法で行った。

## 2 用語の解説

### (1) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

小売業又は他の卸売業に商品を販売する事業所

産業用使用者(建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等)に商品を大量又は多額に販売する事業所

主として業務用に使用される商品(事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械(農業用器具を除く)、建設材料(木材、セメント、板ガラス、かわらなど)などを販売する事業所

製造業の会社が別の場所に経営している自己製品の卸売事業所(主として統括的管理的事務を行っている事業所を除く)

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋等に販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となります。

商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所

修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず、卸売業とします。

主として手数料を得て他の事業所のために商品の売上の代理又は仲立を行う事業所

### (2) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

個人用(個人経営の農林漁家への販売を含む)又は家庭用消費のために商品を販売する事業所

産業用使用者に少量又は小額に商品を販売する事業所

商品を販売し、かつ同種商品の修理を行う事業所

修理料が商品販売額より多い場合でも修理業とせず小売業とします。

製造小売事業所(自店で製造した商品在那个場所で家庭用消費者に販売する事業所)

例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局などがあります。

ガソリンスタンド

主として無店舗販売を行う事業所(販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事業所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売事業所)で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

別経営の事業所(官公庁、会社、工場、団体、劇場、遊園地などの中にある売店で、その売店が当該事業所以外のものによって経営されている場合には別の独立した事業所として小売業に分類します。)

### (3) 従業者数

従業者数とは平成14年6月1日現在で、事業所の業務に従事している個人事業主及び無給家族従業者、会社及び団体の有給役員、常用雇用者の計をいいます。

### (4) 年間商品販売額

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの1年間のその事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含みます。

- (5) その他の収入額  
平成13年4月1日から平成14年3月31日までの1年間のその事業所における商品販売額以外の他の事業による収入額の合計をいい、消費税額を含みます。
- (6) 単独事業所  
一企業一事業所(支店を持たない事業所)のことをいいます。
- (7) 本店  
他の場所に支店、支社、営業所などの販売事業所をもっている事業所をいいます。
- (8) 支店  
支店の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で、商品の売買を主として行っている事業所も含みます。
- (9) 会社以外の法人等  
企業組合、農業協同組合、漁業協同組合などであって法人格のあるものや、財団法人、外国法人(外国の資本が経営に参加している外資系の会社は除く)又は地方自治体の経営する事業所などをいいます。
- (10) 商品手持額  
平成14年3月末日現在に、事業所が販売の目的で保有しているすべての手持商品額(製造小売の場合は原材料、半製品を含む)をいいます。  
商品手持額は、原則として仕入れ原価によります。
- (11) 売場面積  
商品を販売するために、その店が実際に使用する売場の延床面積をいいます。  
ただし、牛乳小売業、自動車小売業、畳小売業、建具小売業、新聞小売業及びガソリンスタンドについては調査しておりません。

### 3 利用上の注意

- (1) 構成比及び増減率は、小数点第二位以下を四捨五入したため、総数(小計)とその内訳を合計したものが一致しない場合があります。
- (2) 表中の記号・表示の意味は、次のとおりです。  
「-」 皆無又は該当数字のないもの  
「X」 秘匿の処理を施したもの  
「」 負数(マイナス)を示すもの  
「…」 不詳  
「0.0」 四捨五入による単位未満のもの
- (3) 秘匿の方法  
集計表のうち、事業所数が1又は2の場合、個々の事業所の秘密が漏れる恐れがあるため、事業所数以外の集計事項は次の方法により秘匿しています。なお、秘匿した箇所が算出される恐れがあるものについては事業所数が3以上でも秘匿の処理を行っています。  
秘匿すべき箇所が一か所の場合  
秘匿すべき数字と類似の分類の数字をXで示しています。



秘匿すべき箇所が二か所以上の場合

秘匿すべき数字をXで示し、Xの数字を合計数字のみに含めています。

(4) この報告書の数値は、愛知県及び本市が独自に集計したものであり経済産業省が公表した数値と相違する場合があります。

(5) 産業の格付けについて

各事業所がどの産業に格付けされるかは、原則的には、その事業所の販売額の販売品目のうち最も売上げの大きい品目によって決定します。

ただし、販売商品などが一定の条件を満たす場合は、一部の業種については特殊な産業に格付けされます。